

5.実施すべき事業

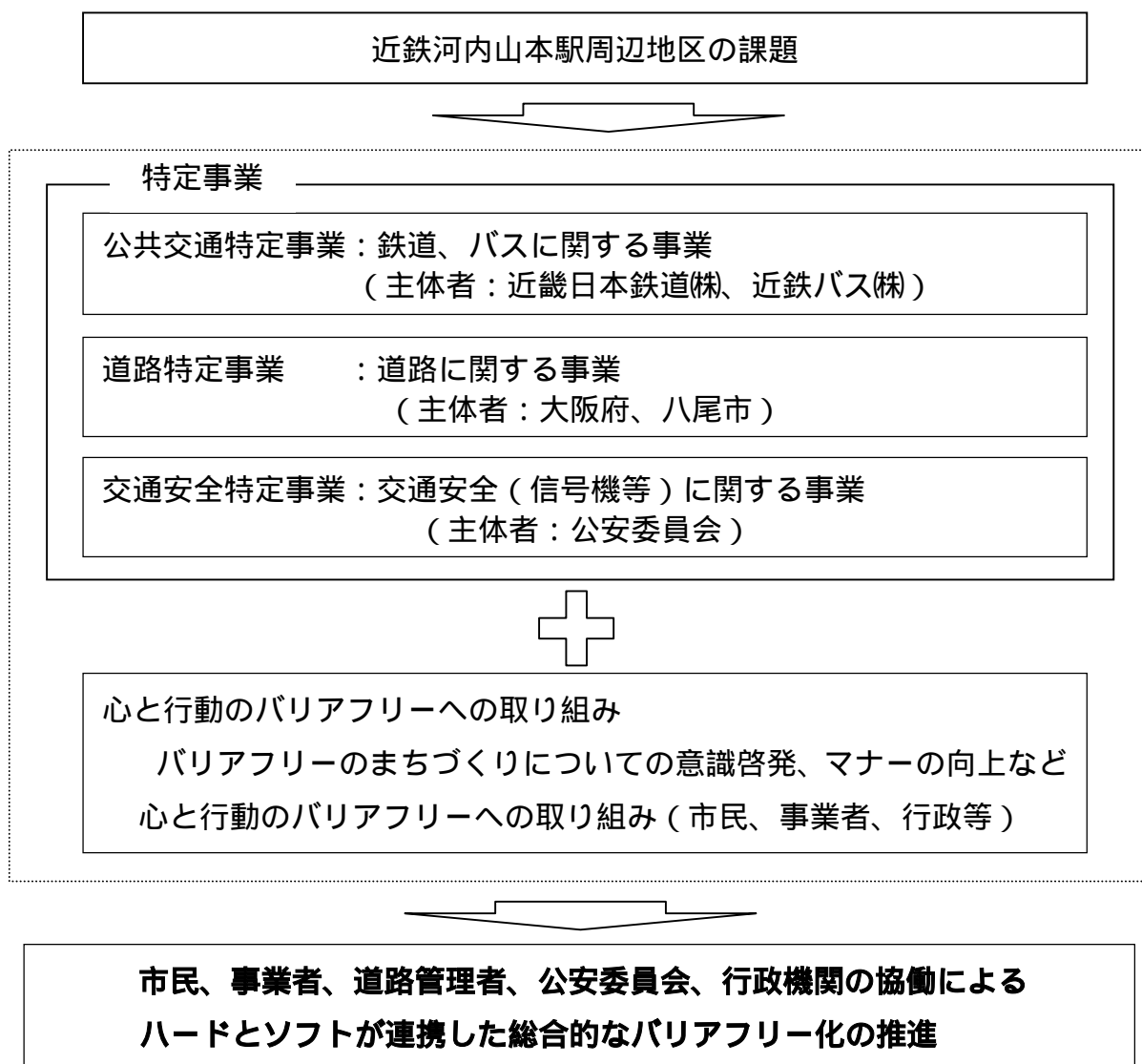
(1)事業の枠組み

バリアフリー新法では、重点整備地区の移動円滑化を図るための事業を「公共交通特定事業」、「道路特定事業」、「路外駐車場特定事業」、「都市公園特定事業」、「建築物特定事業」、「交通安全特定事業」に分類しています。

今後、特定事業に位置づける事業は、短期（概ね 1～2 年の間に実施する事業）、中長期（概ね 5 年の間に実施する事業）に区分し、それぞれ国、府、市、公共交通事業者をはじめ市民との協働により取り組んでいくものとします。

なお、特定事業については、地区の状況などから特に優先的に整備を実施していく必要のある公共交通施設、道路施設、交通安全施設を対象とし、具体的な整備内容については、市民アンケート、タウンウォッチングを踏まえた対応方針（次頁参照）及びこれに対するワークショップでの意見等を踏まえ定めました。

図 5.1 事業の枠組み



対応方針

駅舎の昇降に関する問題について

安全に利用してもらえる昇降設備の設置について、可能な範囲での対応を図る

駅舎の各種設備（トイレ、券売機、案内表示）について

案内設備：設置位置等を考慮した改良を検討する

トイレ、券売機：高齢者、障害者の利用に配慮した構造への改良を検討する

駅周辺の利用に関する問題（放置自転車や踏切の問題等）について

駅周辺：段差の改良や安全な経路の確保に向けた検討を図るとともに、放置自転車対策としては周辺商店街等との連携を図る

踏 切：今以上の大規模改良が困難であり、駅舎内の通路を代替経路とした対応を図る

歩道と車道の境界の段差や勾配について

8%以上の勾配：沿道建物の出入口とのすり合わせに関する調整を行い対応する

2 cm以上の段差：2 cm以上の段差がある箇所については改善を図る

車止めの設置について

視覚障害者誘導用ブロックを設置し、安全性の向上に努める

道路にはみ出した看板、放置自転車対策について

クリーンアップロード作戦の実施等により、啓発活動を行っており、今後も引き続き市民意識の向上に努める

インターロッキング舗装について

バリアフリー対応のインターロッキングも開発されているため、今後、改修に合わせ整備する

道路の幅員確保について

歩道拡幅は用地買収等の問題を踏まえると対応は困難である

(2) 公共交通特定事業

<鉄道 主体者：近畿日本鉄道株式会社>

表 5.1 公共交通特定事業

整備する機能	主な整備内容		スケジュール		備考
			短期	中長期	
上下移動に関する機能	エレベーターの設置	高齢者、車いす利用者をはじめとする身体障害者、子ども連れの方を含め、誰もが安心して利用できる身体障害者対応型エレベーターの設置 (南側出入口 1 基、コンコース階とホーム階とを結ぶエレベーター 3 基の計 4 基を設置(上下線各 1 基、信貴線 1 基))	○		
	階段の改良	手すりの 2 段化	○		
駅施設に関する機能	障害者対応型トイレの設置・改良	障害者対応型の多機能トイレ(オストメイト対応等)の設置・改良	○		
	券売機の改良	車いす利用者や視覚障害者の利用しやすさ、わかりやすさに配慮した券売機の設置、改良(車いす利用者の使いやすさに対応した蹴込み等、構造面の改良)	○		
	案内誘導施設	誘導チャイムの設置	○		
		点字案内板の設置	○		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの新設や改良	新設するエレベーター、トイレへ通じる通路等へ視覚障害者ブロックを設置する等、駅出入口から電車乗降まで安心して利用できる視覚障害者誘導用ブロックの設置	○		

関連事業

- ・ 車両のバリアフリー化
車両の更新時に、車いすスペースの確保をはじめとした移動円滑化基準に適合した車両にするとともに、既存車両についても、大改良時には可能な限りバリアフリー化されたものとなるよう検討する。
- ・ 社員教育、訓練
バリアフリーに対する社員教育、訓練などを継続的に行う。
- ・ 運行情報提供設備
運行情報提供設備については、鉄道事業者と設備の整備に向けた検討を行う。

<バス 主体者：近鉄バス株式会社>

- ・ 車両のバリアフリー化
車両の更新時に、移動円滑化に配慮した低床式バスを随時導入する。
(今後、ノンステップバスの導入についても、さらにバス事業者と協議を進めていく。)
- ・ 社員教育、訓練
バリアフリーに対する社員教育、訓練などを継続的に行う。

図 5.2 特定事業イメージ（公共交通）

◆障害者対応トイレの改良
（オストメイト対応等）



近鉄八尾駅

◆身体障害者対応型エレベーターの設置



近鉄八尾駅

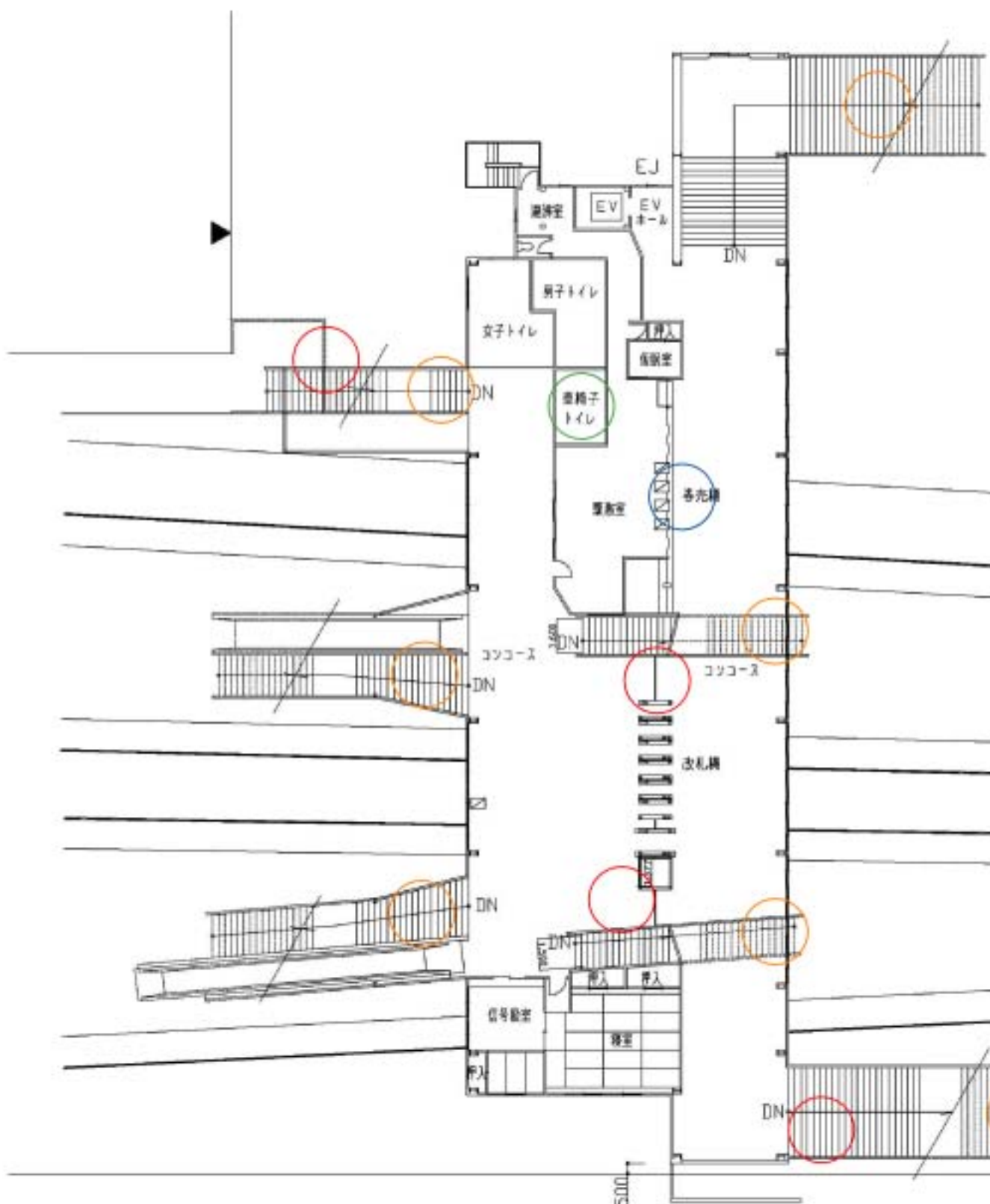


近鉄八尾駅

◆誘導チャイムの設置
（改札口、階段付近等）

◆案内板の設置
（改札口付近等）

◆視覚障害者誘導用ブロックの新設や改良
（トイレ、エレベーターへ通じる通路等に
設置）



◆券売機の改良



近鉄八尾駅

◆階段手すりの2段化



近鉄八尾駅

凡 例

- 身体障害者対応型エレベーターの設置
- 身体障害者対応トイレの改良
- 券売機の改良（位置、乗込部の設置等）
- 階段手すりの2段化

(3)道路特定事業
<道路 主体者：大阪府、八尾市>

表 5.2 道路特定事業

経路種別	生活関連施設等区間	整備箇所	整備主体	主な整備内容	スケジュール		備考
					短期	中長期	
生活関連経路	駅 中河内府民センター	主要地方道大阪港八尾線	大阪府	歩道の改良（歩道すりつけ部の段差及び勾配の改良、透水性舗装）		○	
				視覚障害者誘導ブロックの設置		○	
	サポートやお 中河内府民センター	一般府道八尾道明寺線	大阪府	《バリアフリー整備済》		○	
	総合体育館 サポートやお	市道八尾第 5 1 9 号線	八尾市	歩道有効幅員の確保（一部植栽帯の撤去）		○	
				歩道改良（インターロッキング通行時振動の改善等）		○	
	駅 総合体育館・サポートやお	市道山本第 4 0 3 号線	八尾市	視覚障害者誘導ブロックの設置・段差解消	○		
	駅 総合体育館・サポートやお	市道山本第 4 0 4 号線	八尾市	視覚障害者誘導ブロックの設置・段差解消	○		
準生活関連経路	駅 総合体育館・サポートやお	市道山本第 3 7 4 号線 （駅から五月橋交差点まで）	八尾市	インターロッキング通行時振動の改善・段差解消		○	
	駅 総合体育館・サポートやお	市道山本第 1 4 8 号線	八尾市	グレーチング蓋の改良	○		
	駅 総合体育館・サポートやお	市道山本第 3 7 4 号線 （五月橋交差点以南）	八尾市	インターロッキング通行時振動の改善・段差解消		○	
	駅 山本コミュニティセンター	市道山本第 9 4 号線	八尾市	グレーチング蓋の改良	○		

注）「 」都市計画道路として位置づけされており将来において計画及び施工時に基準を満たした構造にて道路整備を考えている

関連事業

- 不法占用している看板、商用店舗や放置自転車
道路にはみ出した看板、商用店舗等不法占用防止の指導・啓発を、地元、商店街と協働しながら継続的に行う。
また、放置自転車については利用者のモラルの向上に向けた啓発活動を行う。
- 河内山本駅北側バス乗り場周辺
駅に至る主要な経路について段差の解消や安全な横断ルートの確保、夜間照明など高齢者、障害者等に配慮した移動経路の確保について検討する。

(4)交通安全特定事業

表 5.3 交通安全特定事業

整備箇所	整備主体	主な整備内容	スケジュール		備考
			短期	中長期	
生活関連経路上の主要な交差点	公安委員会	バリアフリー化に対応する信号機の改良（視覚障害者用付加装置の設置）		○	

関連事業

- 経路上の取り組み
通行上の障害となるもの（放置自転車・違法駐車、通行の障害となる看板、商用店舗等など）の取り締まりの強化及び防止のための広報・啓発活動を継続的に行う。

路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業について
特定事業のうち、路外駐車場特定事業及び都市公園特定事業に関しては、該当する施設がないこと、また、建築物特定事業については、生活関連施設として位置づけた生活関連施設（山本コミュニティセンター、総合体育館、サポートやお）が既にバリアフリー対応が図られていることなどから、今回、この 3 つの事業については位置づけを行っていない。

図 5.3 特定事業イメージ（道路）

